

## 平成22年度税制改正 グループ法人税制 パート3

～100%グループ内の法人間の寄附金の取扱いが変わります～

### 100%グループ内の法人間の寄附金の取扱い

100%グループ内の内国法人間の寄附金について、支出法人において全額損金不算入とするとともに、受領法人において全額益金不算入にすることとされました。これにより、グループ内での寄附は内部での資金移動と同様に取り扱われることとなります。

なお、この制度は一の者が、法人による完全支配関係がある場合に適用されます。

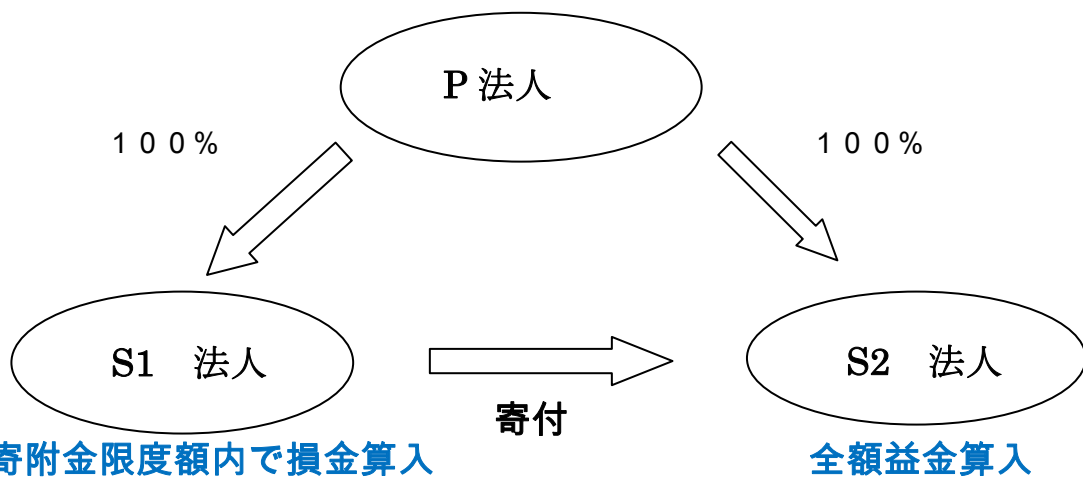
#### (1) 完全支配関係がある法人の間の寄附金の損金不算入

内国法人が各事業年度において、その内国法人との間に法人による完全支配関係がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされました。

#### (2) 完全支配関係がある法人の間の受贈益の益金不算入

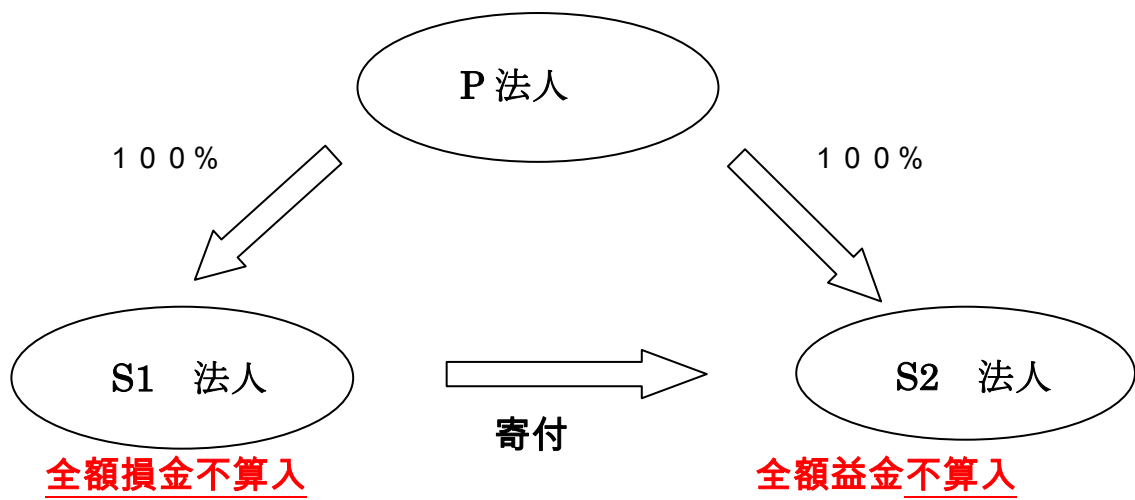
内国法人が各事業年度において、その内国法人との間に法人による完全支配関係がある他の内国法人から受けた受贈益の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととされました。

### < 改正前 >



※連結法人は全額損金不算入

< 改正後 >



< 適用時期 >

上記の改正は、平成22年10月1日以後に支出する寄附金の額又は同日以後に受ける受贈益の額について適用されます。